

行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用について

－ “個人特定性低減データ” の導入とその場合の範囲、利用目的、規律、法制的位置付け等－

<p>“個人特定性低減データ”： （大綱で提言されている内 容の概要）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人データを加工し、個人が特定される可能性を低減したデータ</li> <li>・ 第三者提供に当たり、本人同意を要しない類型とし</li> <li>・ 事業者が負うべき義務等を法的に措置する方向</li> </ul>
---	---

<p>行政機関等が保有する個人情報への“個人特定性低減データ”の導入</p>	<p>○ 行政機関等が保有する個人情報の特質を踏まえた上で、その利活用のメリット、効果を勘案し、個人の権利利益の保護が図られるよう必要な規律等を設けることを前提として、“個人特定性低減データ”の仕組みを導入する方向で考えてよいか。</p>
<p>“個人特定性低減データ”の提供を可能とする範囲、提供先における利用目的</p>	<p>⇒別紙 1、2</p>
<p>提供元（行政機関等）と提供先との関係（提供のプロセス）</p>	<p>○ &lt;行政機関等が提供することができる&gt;という提供に裁量性のある位置付けとするか、&lt;（個々の請求を前提に、一定の場合には）行政機関が提供しなければならない&gt;という請求権的な位置付けとするか。 ⇒別紙 3 「法制的位置付け」の資料に論点を整理</p> <p>○ 行政機関等が“個人特定性低減データ”を提供する場合に、提供のプロセスとしてマルチステークホルダープロセスを一般的に導入することは困難と考えられるが、医療、福祉、教育等の「特定分野」については、民間部門の検討状況を踏まえて、整理し検討</p>

<p>“個人特定性低減データ”に提供する際の本人の同意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大綱においては、“個人特定性低減データ”の提供は、本人の同意によらないものとしている。行政機関等の保有する“個人特定性低減データ”についても、同様に考えてよいか（これと異なる考え方とする合理的な理由はあるか）。</li> <li>○ そもそも、行政機関等個人情報保護法において、一定の場合には個人情報そのものも本人同意なくして第三者提供が認められており、一定の規律の下に提供される“個人特定性低減データ”も同様の位置づけで考えてよいか。</li> <li>○ 仮に、本人同意という手段を取り得るのであればこれを可能とする規律が課されるとして、実現可能で実効ある規律や手段となるような方法があり得るか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に取得している個人情報を加工する場合、改めて本人の同意をとることは現実的に可能か</li> <li>・ 一定の個人情報について、“個人特定性低減データ”に加工することがあり得る旨を当該個人情報の取得の際に公示する等の方法は考え得るが、これは“本人の同意”ということに代替しうるか。また、その場合、オプトアウト（自らのデータを加工して“個人特定性低減データ”とすることを拒否する権利）をどう考えるかこれらは実際に実効ある方法となり得るか。</li> </ul> </li> </ul>
<p>提供先における規律</p>	<p>&lt;再特定の禁止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ “個人特定性低減データ”については、他のデータと照合することによる特定の可能性についても考慮する必要があり、提供先事業者がどのような個人データ等と照合できるか予見することは技術的見地からはできないものもある（技術検討WG報告）として大綱においても提供先において再特定禁止の規律を課すこととしている。行政機関等においても同様の規律を課すことが適当ではないか。</li> </ul> <p>&lt;二次流通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ “個人特定性低減データ”の提供先が、さらに別の第三者に当該データを提供することはどう考えるか。</li> </ul> <p>⇒ 基本法の枠組みにおける整理を踏まえつつ、実効ある規律を検討か。</p>

< “個人特定性低減データ”を提供した場合の提供先の把握（必要の管理）と“個人特定性低減データ”の提供に係る情報の公開>

- ・ パーソナルデータ検討会技術検討WG報告において、“個人特定性低減データ”の受領者が誰であるかを把握しておくことは…必須であると考えられる、とされている。また営業秘密等事業者の権利利益を害しない範囲で（第三者機関が）公開する、こととされている。

⇒ これを踏まえ、基本法の枠組みにおける整理を踏まえつつ、実効ある規律を検討か。

<本人への開示>

- ・ 作成・提供された“個人特定性低減データ”は、（当該本人に係る加工データに係る部分として）行個法に基づく本人開示の対象として位置付けるか。

⇒ 基本法の枠組みで“個人特定性低減データ”の本人開示がどのように扱われるかにもより得るが、“個人特定性低減データ”化されたデータは、基本的には特定性が低く、再特定化も禁止されることを前提とすれば、本人開示にはなじまないのではないか。

⇒ 仮に、“個人特定性低減データ”の本人開示の仕組みを導入するとした場合には、併せて訂正請求・利用停止請求の仕組みの導入が必要か。

<行政機関等が“個人特定性低減データ”の受領先となるか、その場合の規律は>

- ・ 基本的には、所掌事務遂行等の範囲であれば、受領を制限する理由はないのではないか。
- ・ その場合、再特定の禁止等、基本法に基づく“個人特定性低減データ”に関する規律がかかると考えられる。
- ・ また、行個法に基づく保有個人情報に係る規律もかかることになるのではないか。

	<p>&lt; “個人識別性低減データ” について一定の要件をガイドライン等に定めることについて &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本法の枠組みにおいては、低減の方法に関しては、マルチステークホルダープロセスの一環として「民間団体が業界の特性に応じた具体的な運用ルール（例：個人の特定性を低減したデータへの加工方法）や、法定されていない事項に関する業界独自のルール（例：情報分析によって生じる可能性のある被害への対応策）を策定した場合は、その認定等において、第三者機関が関与して実効性を確保する枠組みを創設する」とされている。</li> <li>・行政機関等が保有する個人情報の低減化の具体的要件等の在り方を、マルチステークホルダープロセスで策定することは一般的に困難と考えられ、所掌事務やデータの内容に応じて、専門的な知見を有する各行政機関の長が策定せざるを得ないのではないか。</li> <li>・ただし、民間部門と共通すると考えられる分野については、民間部門の検討状況を踏まえて、整理し検討。</li> </ul> <p>○ いずれにしても、これら規律の在り方については、基本法の枠組みの検討状況をも踏まえ、必要な検討を行うことが適切ではないか。また、一定のものは、共通のガイドライン等によって示すなど、各行政機関等の間での運用の枠組みに一定の共通性が確保されるようにするとともに、技術水準やその他状況の変化に柔軟に対応できるようにすることが適切ではないか。</p>
<p>“個人特定性低減データ” を導入する場合の法制的位置付け等</p>	<p>⇒別紙 3</p> <p>○ どのような法制的位置付けとすることが適切か。 （それぞれの法の目的規定との関係や、他の規定との整合性の観点等からどう考えるか。）</p>

## 行政機関等が保有する個人情報に“個人特定性低減データ”の仕組みを導入し利活用を図る場合の範囲、利用目的

## 行政機関等が保有する個人情報の分類（試案）

- ① 法令等に基づく申請・届出・許認可・定期報告等に基づき提出された（と想定される）個人情報に係るもの

- ・ 法令等に基づく各種の業規制、資格制度、給付・サービスの提供等に係る申請、届出、許認可等の処分、定期的な現況把握等に関する個人情報
- ・ 課税に係る申告、納税、それらの現況把握等に関する個人情報 など

- ⇒ ・ 当該個人事業者等は、申請等を行ったこと、行われた処分の状況を知っていると想定
- ・ 行政側への義務的な提供

- ② 法令等に基づく調査や、法令違反等に関する（と想定される）個人情報に係るもの

- ・ 行政側による能動的（権力的なものである場合も含む。）な収集情報

- ⇒ ・ 当該個人は、当該ファイルの情報を一義的には知り得ないと想定

散在情報

必ずしも左の類型と右の分類が完全に一致するとは限らないと考えられる

行政機関等の保有する個人情報については、その特質、多様性を考えると、全てを一律に扱うことは困難ではないか。

“個人特定性低減データ”の仕組みを導入し、利活用を図る対象とするかどうかの判断要素、基準について、以下のように整理することは適切か。

- 以下の性質を有する個人情報には“個人特定性低減データ”の導入は困難ではないか。

⇒ <機微性が高いという性質を有するもの>

- ・ その収集のプロセスから、機微性の高い情報や、所得の内訳、個人が経営する事業の内容等、仮に個人が第三者に特定されると個人の権利利益が大きく侵害される可能性のある情報を多く含むもの。

又は

<適切な行政執行の確保の基礎としての重要性・必要性が高いという性質を有するもの>

- ・ 仮に個人特定性低減データとして第三者に提供することとなると、

- ① いわば行政執行上の“手の内情報”が明らかとなり、行政執行の効果を減衰するおそれや

- ② 国民の側が個人データの提供に不安を持ち、ひいては必要な調査への協力の消極化等、行政の適切な執行に影響を及ぼすおそれがある

などの情報を含むもの。

（両者の性質を有する個人情報も多いと考えられる）

なお、国の安全、外交上の秘密、その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル（行個法第10条第2項第1号）や、犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成、取得する個人情報ファイル（同項第2号）は、非公開である。

- ③ 行政機関・独立行政法人等が、サービスの提供主体、契約の一方当事者等となっている場合、その相手方としての個人の情報を管理するために保有していると考えられる個人情報ファイル

・ 権力性がなく、いわば民一民の関係と同等の立場で保有している情報

④ その他

(i) 各種名簿（「〇〇名簿」、「人材DB」等のファイル名が付されているもの）

・ 保有目的は多様であるが、一定の行政目的遂行のため収集・整理されていると考えられる。

(ii) 各種相談対応者情報ファイル

・ 本人からの任意の申告により取得され、事案処理や各種施策への反映等のため保有される個人情報

(iii) 施設利用者、入館者等に係る情報ファイル

散在情報

必ずしも左の類型と右の分類が完全に一致するとは限らないと考えられる

法令等に基づく義務的な収集、公権力の行使としての収集による個人情報の多くはここに該当すると考えられる。

- 民一民の関係と同等の立場で保有する個人情報、移動・行動に係る履歴情報、個々に何らかの形で公表されている情報を集積した情報（各種名簿等のうちの一定のもの）等については、大綱において“個人特定性低減データ”の導入が検討されているものとの一定の整合性、行政機関等の保有する個人情報の有効な活用の観点から以下のように考えることが適切ではないか。

⇒ 機微性（個人の権利利益の保護）に配慮しつつ、民間部門の検討の動向をも踏まえつつ、“個人特定性低減データ”を導入する対象とする。

ただし、具体的な“個人特定性低減データ化”の可否については、個々の具体的なニーズを踏まえ、個人の権利利益の保護の観点も踏まえ、保有主体たる各行政機関の長が判断する。

その際、行政機関等の個人情報の“個人特定性低減データ”の提供目的は、

- (A) “公益目的”に限定するべきか、  
(B) 目的を限定せず、商業的利用（専ら営利活動を目的とした利活用）まで認めることとすべきか。

(注) 行個法においては、1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル(行個法第10条第2項第6号)や、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル(同項第9号)は個人情報ファイル簿の作成及び公表義務はない。

したがって、個人情報ファイル簿により個人情報ファイルの名称等が公表されているもの以外にも、多様な“散在情報”が存在している。

(※) 法の目的との関係については、別紙3「法制的位置付け」の資料において論点を整理

○ 利活用の対象となる個人情報の分野についてはあらかじめ絞ることは難しいため、利活用のニーズ、メリット、個人の権利利益の保護等を踏まえ、各行政機関の長等の判断によって決められるものとするか。

○ 以上は、行政機関等が保有する個人情報の性格を踏まえた整理であるが、これに加えて、“個人特定性低減データ”の加工における低減性の厳格度(より特定性の低いデータへの加工等、加工手法の程度の規律)によって、活用の在り方を整理することはどれだけ可能か。

国民にとっての“納得度”“安心感”の向上という面から、実行ある規律(加工の程度の厳格性による差異)となり得るか。

行政機関等が保有する個人情報を利用（“個人特定性低減データ”の仕組みを導入）する場合  
“個人特定性低減データ”の提供先での利活用目的についてどう考えるか

A. 利活用の目的を「公益目的」に限定。商業目的（専ら営利活動を目的とした利活用）は、認めない制度とする。

・この考え方を取る場合の理由は、以下のように説明されると考えられる。

行政機関等における個人情報は、所掌事務等の遂行という本来目的のために保有されている。

これを加工したとしても、別途の目的で第三者に提供するのは、いわば特例的なもの。

民間企業のように一定の情報を売って対価を得るということは、行政には予定されていない。

提供に当たっては、個人の特定が完全には排除されないというリスクがある以上、社会における公益の増進（よりよい社会・コミュニティの実現の貢献等）といった形で国民に還元される積極的な便益があることが必要（営利活動の利益は、社会への還元まで想定されていない）。

・メリット、デメリット等

国民的理解は得やすい。

営利活動であっても、広い意味では、社会の利益の還元が行われ得るもの。（例：ビッグデータ活用による新薬・治療法の開発など）

上記の考え方では、幅広い効果が望めない（成長戦略の方向（ニュービジネスの創出等の契機とする）にも沿わない）

B. 利活用の目的を制度的に限定せず、商業目的（専ら営利活動を目的とした利活用）にも認め得る制度とする。

・この考え方をとる場合の理由は、以下のように説明されると考えられる。

パーソナルデータを含むビッグデータの利活用は、社会的・経済的に今後大きな効果が見込めるもの。

一定の条件下で、識別性・特定性を低減したデータの活用の幅に過大な制限を加えるのは、活用の効果を減殺するもの。

営利活動であっても、その効果を通じて社会の貢献、広い意味での利益の還元が行われるもの。

民間で認められるデータの提供が行われないと、データの欠落が生じるなどの問題も起こり得る。

・メリット、デメリット等

成長戦略の方向には叶うもの。

現段階では、必ずしも具体的ニーズも明らかではなく、各方面の理解が得られるか。

C. 社会一般にも具体的利益が還元されるという期待が明らかに想定されるような場合は、広い意味で公益性があると考えて、このような公益的目的での利活用をも認め得る制度とすることはどうか。

## 行政機関が保有する個人情報に関して“個人特定性低減データ”を導入する場合の法的位置付けについて

	行政機関個人情報保護法（行個法）に位置付ける場合	行政機関情報公開法（公開法）に位置付ける場合
位置付け (可能性)	<p>○ 個人情報の提供の制限の例外（解除）の一形態として規定</p> <p>(想定される規定の方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の目的外での第三者への提供（第 8 条第 2 項第 4 号）の規定に加えて、“個人特定性低減データ”も提供できることとする規定（文言）を追加する。</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報とは別の類型として“個人特定性低減データ”を規定し、目的外で第三者へ提供できることとする規定を置く。</li> </ul>	<p>(想定される規定の方法)</p> <p>① 現行の個人に関する情報の「部分開示」の規定（第 6 条第 2 項）の拡大。（“個人特定性低減データ”を追加） 又は</p> <p>② 現行の個人に関する情報の不開示の例外の規定（第 5 条第 1 号の細分）の追加。（“個人特定性低減データ”を追加）</p> <p>③ 現行の公益上の理由による裁量的開示（第 7 条）の対象に“個人特定性低減データ”を位置付ける。</p>
“個人特定性低減データ”の提供・開示と法の目的との関係  “個人特定性低減データ”の利用目的の制限を考慮する必要性	<p>○ 行個法の目的規定にある「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する」との文言の下で、個人特定性低減データの商業利用等まで視野に入れた利活用を法に規定することは適切か。</p> <p>○ 現行の目的外提供の規定（第 8 条第 2 項第 4 号）も、利用目的が公益性の高いと考えられる場合や例外的に提供することがふさわしいと考えられる特別の理由がある場合に限定。</p> <p>仮に“個人特定性低減データ”を追加的に位置付ける場合であっても、今の法目的では“個人特定性低減データ”の利用目的には上記と同様の制約（公益性が高いと</p>	<p>○ “個人特定性低減データ”の開示は、公開法の目的規定にある「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り」や「政府の有する諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」という文言（透明性・公開性、説明責任向上）と基本的な方向性は一致。</p> <p>○ 上記理念に基づく公開法に基づく開示には利用目的の制約はないので、個人特定性低減データの利用の目的をどう考えるか、という問題は生じない。（実際、現行の開示請求の多くは商業的利用が目的であると推察される。）</p>

	行政機関個人情報保護法（行個法）に位置付ける場合	行政機関情報公開法（公開法）に位置付ける場合
	<p>考えられる場合）を設ける必要が生じないか。（営利企業の商業目的利用まで可能となり得るか。）</p> <p>○ 法の目的規定を改正すれば（「個人情報の有用性に配慮」などの文言追加）上記の疑念は解消するが、“個人特定性低減データ”の導入という、法全体から見ると例外的措置のために、また、個別具体のニーズも把握されていない中で、法目的の大きな改正を行うことは妥当か。（法の基本にもかかわる変更とならないか。このような改正を支える世論はあると考えられるか。）</p>	<p>○ 他方、「行政文書の開示」を「請求する権利につき定める」とされていることとの関係をどう考えるか。（後述）</p>
個人特定性低減データ作成のための文書の「加工」	<p>○ 行個法における第三者への目的外提供は、保有個人情報をそのまま提供することを前提としており、提供のための「加工」という概念はない。</p> <p>○ しかしながら、仮に新たに“個人特定性低減データ”を導入する場合、個人情報の「加工」を否定する特段の理由はない。 （個人の権利利益の保護に資する方向であれば何ら問題にはなり得ない。）</p>	<p>○ 公開法における開示（部分開示を含む。）の対象たる「行政文書」は、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう」と規定。（第2条第2項）</p> <p>○ すなわち、開示請求の時点で保有されている文書そのもので、開示のため何らか「加工」することは想定されていない。</p> <p>○ 情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、「開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、行政機関の長は、新たに文書を作成する義務はない」とされているが、その基本的な考え方を大幅に変更することになる。</p>

	行政機関個人情報保護法（行個法）に位置付ける場合	行政機関情報公開法（公開法）に位置付ける場合
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮に、“個人特定性低減データ”に関してのみ請求に基づく開示に関して「加工」という概念を導入することに問題はないか。（“個人特定性低減データ”の作成に限定すれば、「加工」をして提供することは、本来開示できない情報を開示するという方向ととらえられるもの。）</li> </ul>
<p>提供を求める （開示を請求する）者との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の行個法に規定する第三者への目的外提供は、行政機関にとっての「することができる」規定。（統計法に基づく匿名データ提供も同様）</li> <li>○ これらを踏まえると、仮に“個人特定性低減データ”を行個法に導入する場合、同様に「できる」規定とすることが自然。</li> <li>○ “個人特定性低減データ”の性質として、一般的な低減手法が確立しておらず、また、識別の可能性を絶対的に排除することが困難という事情を踏まえると、このように行政機関側に提供（・作成）に関する裁量の余地を残した「できる」規定は整合的と考えられるのではないか。</li> <li>○ ただし、「できる」規定では提供が進まないという懸念はあり得るか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公開法に基づく開示請求に対しては、行政機関は不開示情報に該当しない限り、開示（部分開示）を「しなければならない」と規定。</li> <li>○ 仮に、①又は②の形態により“個人特定性低減データ”を導入する場合には、同様に明確な開示・不開示の判断基準を規定した上で「しなければならない」との規定とする必要があると考えられる。</li> <li>○ 左のような“個人特定性低減データ”の性質を勘案した場合、このような請求権的位置付けとすることは適当か。  （③は裁量的開示であるが、そもそも「公益上特に必要がある」ことが要件なので、あえて検討する意味が乏しい。また、24条の情報提供施策の充実についても、努力義務でしかないのが同様。）</li> <li>○ 仮に、請求権的に位置付ける場合には、個人の権利利益の保護にも十分配慮する必要（要件の厳格化、秘匿性</li> </ul>

	行政機関個人情報保護法（行個法）に位置付ける場合	行政機関情報公開法（公開法）に位置付ける場合
		<p>の程度の低い情報のみを対象とするなど）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ なお、現状においても、部分開示として個人を識別することとなる記述を除いた部分は開示することとされている（第6条第22項）。（実際の運用状況等は不明）</li> <li>○ 他方、③の形態を参考に、左のような“個人特定性低減データ”の性質を勘案して、行政機関の長の高度の行政的な判断により「開示することができる」との規定とすることも考えられるか。</li> <li>○ ただし、「できる」規定では提供が進まないという懸念はあり得るか。</li> </ul>
提供先（開示先）における規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行行個法第8条第2項第4号の規定に基づく第三者への目的外提供には「必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする」という規定がある。</li> <li>○ 行個法で“個人特定性低減データ”を導入する場合、何らかの措置を求めることは自然。（個人の権利利益の保護のため）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行公開法の開示情報は、「公」になることが前提と考えられる。</li> <li>○ 公開法で“個人特定性低減データ”を導入する場合、個人の権利利益の保護のための必要な規律・措置を設けるためには、そのための根拠を置く必要があると考えられる。公開法において、このような規定を置くことは不自然に考えられることはないか。</li> </ul>

	行政機関個人情報保護法（行個法）に位置付ける場合	行政機関情報公開法（公開法）に位置付ける場合
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公開法で“個人特定性低減データ”を位置付けると、そもそもなぜ個人情報だけこのような特例を設けるのか、例えば法人情報にも同様の枠組みが設けられないのか、と言った議論を誘発しないか。</li> <li>○ 仮に“個人特定性低減データ”の提供の仕組みを公開法に位置付けるならば、公開法の目的（政府の説明責任の全うと、公正で民主的な行政の推進）自体を変更する必要があるのではないか。</li> </ul>

## 両法の比較

（個人情報の取扱いに関連すると考えられる現行規定の柱建て、主要な規定等の概要を比較するため作成したもの）

	行政機関個人情報保護法（行個法）	行政機関情報公開法（公開法）
法の目的規定	<p>（第1条） 行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、（中略）<u>行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</u></p> <p>〔参考〕個人情報保護法（基本法） （第1条） 高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、（中略）<u>個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</u></p>	<p>（第1条） <u>国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。</u></p>
個人情報の定義等に係る規定	<p>&lt;「個人情報」の定義を規定&gt;</p> <p>（第2条第2項） 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により<u>特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>↑</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>規定ぶりはほぼ同一 〔ただし死者に関するものも含むか 含まないかなど、細部には相違〕</p> </div> <p>↘</p> </div>	<p>&lt;不開示情報の類型の一つとして「個人に関する情報」を規定&gt;</p> <p>（第5条本文） 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>（第5条第1号） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により<u>特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p>

	行政機関個人情報保護法（行個法）	行政機関情報公開法（公開法）
	<p>〔参考〕個人情報保護法（基本法） ※他の情報と「<u>容易に</u>」照合することができ…</p> <p>〔行個法では以上の定義を置いた上で、「個人情報」の取扱い等（保有、理由、提供、本人開示等）に関する各種の規律を規定</p>	<p>〔又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。〕</p> <p>〔公開法では、以下の規定によりさらに不開示の例外等（開示、部分開示等）を規定</p>
<p>利用・提供（行個法）、開示（公開法）に係る規定</p>	<p>〔行個法では、個人情報に関し、 ・保有の限定（所掌事務遂行のため必要な場合） ・利用目的の特定、本人への明示（一定の場合の例外規定等あり） ・利用目的以外の利用・提供の制限等を規定。〕</p> <p>〔第三者への提供は、以下のとおり、一定の場合における利用・提供の制限の解除として規定。〕</p> <p>〔利用の提供の制限とその解除に係る規定〕 （第8条第1項） 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 （第8条第2項） 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。</u>ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、</p>	<p>〔不開示の例外の規定〕 （第5条第1号の細分） イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>〔第2号以下に、個人情報以外の不開示情報を列挙〕 2号 法人等に関する情報 3号 国の安全等に関する情報 4号 公共の安全等に関する情報 5号 審議、検討等に関する情報 6号 事務又は事業に関する情報</p> <p>〔部分開示〕 （第6条第1項） 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開</p>

	行政機関個人情報保護法（行個法）	行政機関情報公開法（公開法）
	<p>本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>本人の同意</u>があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を<u>内部で利用</u>する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて<u>相当な理由</u>のあるとき。</p> <p>三 <u>他の行政機関</u>、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて<u>相当な理由</u>のあるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、<u>専ら統計の作成又は学術研究の目的のために</u>保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに<u>本人の利益</u>になるとき、<u>その他保有個人情報を提供することについて特別の理由</u>のあるとき。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>&lt;提供を受ける者に対する措置要求&gt; （第9条）</p> <p>行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>	<p>示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>（第6条第2項）</p> <p>開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第6条第2項の趣旨：</p> <p>個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）から成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するもの。</p> <p>このため、第6条第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたもの。</p> <p>（逐条解説抜粋）</p>

	行政機関個人情報保護法（行個法）	行政機関情報公開法（公開法）
	<p>「その他必要な制限」：          提供に係る保有個人情報について付与する制限としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は消去・返却等利用後の取扱いについての指示、所要の報告の要求等が考えられる。（逐条解説抜粋）</p>	<p>&lt;公益上の理由による裁量的開示&gt;          （第7条）          行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。</p> <p>「公益上特に必要があると認めるとき」：          行政機関の長の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。          個人を識別できる情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である場合には、開示をしなければならない。（逐条解説抜粋）</p> <p>&lt;情報の提供に関する施策の充実&gt;          （第24条）          政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。</p>

## 独立行政法人等の保有する個人情報についてどう考えるか

- 独立行政法人等は、公共的性格の強い事務事業で、国が自ら主体となって実施する必要はないが、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものとして、個別の設立根拠法に基づき設立されている。このような性格から、公権力の直接の行使を行う事務等国が自ら主体となるべき事務は、独立行政法人等に委ねられないものと考えられる。
  - 独立行政法人等の保有する個人情報も基本的には、各独立行政法人等の設立根拠法に規定されている事務・事業の遂行のため保有されているもの。
  - 保有個人情報の性格からみた分類について言えば、権力性のある類型のものが除かれるため、分類③④の割合が多いと考えられる。
  - また、国の行政機関との大きな違いは、自主的・自律的な運営の下で、自己収入等を得ることが可能（そこにインセンティブも付与されうる）となっている点が挙げられる。
- このような点を考えると、独立行政法人等の保有する個人情報について、“個人識別性低減データ”を導入する場合、以下のように考えることはどうか。
    - ・ 基本的には、国の行政機関の場合の規律と同じ
    - ・ ただし、自立的運営の下での自己収入のインセンティブを考慮すると、例えば対価の設定等については自由度を高めることを検討する。